

令和5年度 観音寺市保育施設利用者負担額表

年度の初日の年齢で保育施設利用者負担額（保育料）を決定します。途中入所の場合も同じです。

階層	定義		3歳未満児		3歳以上児	
			R2.4.2以降生まれ		H29.4.2～R2.4.1生まれ	
	保育時間の区別		標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1	生活保護世帯		0円	0円	0円	0円
第2	市民税額 非課税世帯 (均等割・所得割税額とも0円)					
第3	市民税額 均等割税課税世帯及び 所得割税額が48,600円未満		18,000円	17,700円		
第4	市民税額 48,600円以上 97,000円未満		30,000円	29,600円		
第5	市民税額 97,000円以上 133,000円未満		37,000円	36,400円		
第6	市民税額 133,000円以上 169,000円未満		44,000円	43,300円		
第7	市民税額 169,000円以上 301,000円未満		50,000円	49,200円		
第8	市民税額 301,000円以上 397,000円未満		52,000円	51,200円		
第9	市民税額 397,000円以上		55,000円	54,200円		

※令和元年10月から全ての3～5歳児と上記表の第1階層、第2階層に該当する0～2歳児の保育料が無料となっています。

多 子 観 音 寺 市 除	<p>◎保護者が市内に在住で生計を同じくしていて、現に扶養している子の中で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同時期に保育施設や幼稚園等に通っている兄弟がいる場合 ⇒ 2人目（就学前第2子）無料 ・兄弟の年齢や住所地に関係なく、保護者が扶養している場合 ⇒ 第3子以降無料
---------------------------------	---

利用者負担額表（3歳未満児）の第3階層と第4階層の途中までの保育料が、下記のように軽減されます。

階層	軽減措置区分		ひとり親世帯等		二人親世帯	
			第1子	第2子	第1子	第2子
第1	生活保護世帯		0円	0円	0円	0円
第2	非課税世帯		0円	0円	0円	0円
第3	均等割税課税世帯 及び 所得割税額が48,600円未満		8,000円	0円	全額	半額
第4	所得割税額	48,600円以上 57,700円未満	9,000円	0円	全額	半額
		57,700円以上 77,101円未満				全額
		77,101円以上 97,000円未満	全額	全額	全額	

※就学前第2子無料が適用される場合、そちらが優先されます。

※在宅障がい児（または保護者）のいる世帯及び生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯の場合も含まれます。